

京都市告示第 311 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 21 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	修道水0008号	東山区慈法院庵町588番地の1の1地先 同町588番地の4地先	

(建設局土木管理部道路明示課)